

## 神戸タータン協議会 会則

### (名称)

第1条 本会は、神戸タータン協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

2 英語による表記はKobe Tartan Councilとする。

### (目的)

第2条 本協議会は、「神戸タータン」のデザインならびにロゴマーク（以下「デザイン等」という。）を活用し、神戸の産業・商業の活性化、都市イメージの向上などに資する事業の実施を目的とする。

### (事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) デザイン等の商標権の取得、活用に関する事項
- (2) デザイン等の広報活動に関する事項
- (3) デザイン等を活用したイベント等の実施に関する事項
- (4) 関係機関との調整に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的達成に必要な事項

### (会員)

第4条 本協議会の会員は、趣旨ならびに本会則に賛同する企業ならびに団体とする。

2 本協議会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、第11条で定める年会費を納入するものとする。

3 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。ただし、年会費を2年以上納入しない場合は、退会したものとみなす。

### (役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 5名以上20名以内
  - (2) 会計監事 2名
- 2 幹事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。
  - 3 会長は役員会の互選によって選出する。
  - 4 副会長は会長の指名によって選任する。
  - 5 幹事は役員会の互選によって選出する。
  - 6 会計監事は役員会の互選によって選出する。

### (役員職務)

第6条 幹事は役員会を構成し、本会則で定める職務を執行する。

- 2 会長は、本協議会を代表し、その運営を総理する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計監事は、本協議会事業の会計を監査する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第8条 役員会は、すべての役員をもって構成する。

2 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 本協議会の事業執行の決定
- (2) 役員職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、幹事、監事の選任および解任

3 役員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 本協議会運営のための基本方針に関する事項
- (2) 会則の制定および改廃に関する事項
- (3) 事業計画案ならびに予算案の承認に関する事項
- (4) 事業報告案ならびに決算案の承認に関する事項
- (5) 役員を選任に関する事項
- (6) その他、本協議会の運営に関する重要な事項に関する事項

4 役員会は、会長が招集する。会長に事故あるときは、副会長が招集する。

5 役員会の決議は、出席役員の過半数をもって行う。

(特別委員)

第9条 行政諸団体から特別委員を選定し、会長がこれを委嘱する。特別委員は役員会に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第10条 本協議会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わるものとする。

2 本協議会の経費は、会員の会費およびその他の収入をもってこれを支弁する。

(会費)

第11条 本協議会の年会費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企業会員 30,000円(法人・個人を問わない)
- (2) 団体会員 30,000円(活動の実態があり、且つ本協議会が認めるもの)  
(団体に加盟する法人・個人は10,000円。但し、会員資格は有しない。)

(事務局)

第12条 本協議会の事務局は、有限会社石田洋服店内に置く。

(その他)

第13条 本会則に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則 本会則は、平成31年1月1日から施行する。